

第11回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和6年11月5日（火）
- 2 開会日時及び場所
令和6年11月5日（火） 午後1時50分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和6年11月5日（火） 午後2時20分
- 4 委員氏名

(1)出席者（19名）

1 番 山崎富士子	2 番 笠原 勝	3 番 松尾 茂敏	4 番 田浦 則利
5 番 中川 實美	6 番 馬場 保	7 番 前田 辰己	8 番 鶴崎 高幸
9 番 田島 真一	10 番 内田 弘幸	11 番 栄木 正孝	12 番 宮寄 芳守
13 番 井出 真吾	14 番 小田 伸吾	15 番 小筏 正治	16 番 山崎 正典
17 番 坂本 博	18 番 東 康敬	19 番 林田 剛	

(2)欠席者（なし）

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次 長	内田 啓輔
課長補佐	酒井 伸也

6 提出議案及び報告事案

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第50号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第51号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第52号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第5 議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第54号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 報告第9号 非農地通知の発出について

午後1時50分開会

○事務局長（高木 謙次君） それでは、ただいまから令和6年第11回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

議事進行上、発言される場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

本日は欠席議員はおりませんので、早速、会長に開会をお願いいたします。

○議長（林田 剛君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。今年は、稲刈りが始まりましてなかなか天気が安定せずに、作業のほうもいろいろ支障を来しているようですが、11月に入りまして、今度は天気が安定するようなので、また皆さん、それぞれお忙しい中とは思いますが、今日はよろしくをお願いいたします。座って進めさせていただきます。

ただいまから、令和6年第11回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方、よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、10番、内田弘幸委員、11番、栄木正孝委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第50号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第7、報告第9号、非農地通知の発出についてまでの議案5件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第50号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第50号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号49番から53番まで、5件の申請があっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長をお願いします。

○委員（5番 中川 實美君） 議席番号5番、東部調査会長の中川です。

東部調査会関係分は、申請番号49番から51番です。

申請番号49番は所有者が耕作しない農地を耕作利便のため譲り受ける案件、申請番号50番は宅地に付随した過少な面積の農地を譲り受け、自家用の野菜などを作付するため譲り受ける案件、申請番号51番は市外在住の所有者で耕作できないため、今まで管理していた叔父へ贈与する案件です。

申請番号49番から51番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんで

した。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号４９番から５１番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。どうぞ。
内田委員。

○委員（１０番 内田 弘幸君） １０番、内田です。

５０番です。別添を見たら、譲渡人のほうで相手方の要望に応じてとなっているんですけど、相手方の要望なのに、なぜ贈与になっているのか。

○議長（林田 剛君） 地元委員の方、坂本委員。どうぞ。

○委員（１７番 坂本 博君） １７番、坂本です。申請者の親が亡くなって、まだ古い家が残っているから、そこも一緒に引き取ってくれちゅう。結局、もう家を解体する金がかかるけん、畑はちょこっとしかなかですけど、それを全部お任せしますというような形で受け取る案件です。

○委員（１０番 内田 弘幸君） 分かりました。

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、続きまして、西部調査会長お願いします。

○委員（１６番 山崎 正典君） 議席番号１６番、西部調査会長の山崎です。

西部調査会関係分は、申請番号５２番から５３番です。

申請番号５２番は耕作できない市外在住の所有者である兄から、規模拡大のため弟へ贈与を受ける案件、申請番号５３番は使用貸借していた農地を県外在住の所有者から有償で譲り受ける案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号５２番から５３番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第５０号、申請番号４９番から５３番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第３、議案第５１号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書５ページを御覧ください。

〔議案第 5 1 号の朗読〕

議案書 6 ページ、申請番号 8 番から 9 番の 2 件の申請がっております。詳しくは別添 2 を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（5 番 中川 實美君） 議席番号 5 番、東部調査会長の中川です。

東部調査会関係分は、申請番号 8 番です。

申請番号 8 番について、申請地は 1 0 ヘクタール未満の集団の中にある農地で第 2 種農地と判断しました。平成 1 4 年頃からの無断転用案件です。2 0 年以上前から倉庫兼住居で使っていたということで、追認申請案件として許可することに特に問題ないと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号 8 番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 事務局から、すいません。

○議長（林田 剛君） どうぞ。

○事務局（酒井 伸也君） 大変申し訳ありません。

8 番の案件につきまして、別添 2 に、本来であれば、今日一枚紙をお配りをしている顛末書でございます。これが漏れておりました。大変申し訳ありません。おわびして、追加の資料をお配りしております。よろしくお願いします。

○議長（林田 剛君） これですね。別にある顛末書、資料の中にあります。

ご質疑ございませんか。

○委員（1 6 番 山崎 正典君） すいません、ちょっといいですか。

○議長（林田 剛君） どうぞ。山崎委員。

○委員（1 6 番 山崎 正典君） 基礎をせんやったらよかとですか。基礎ちゅうか、セメントせんで。プレハブハウスみたいに転用じゃなくて、そのまま置くだけとか。

○議長（林田 剛君） 事務局、いかがですか。どうぞ。

○事務局長（高木 謙次君） 置くだけであっても、基本的には転用が必要。2 アール未満であれば届出でいいんですけども、それ以上の面積だった場合は転用が必要かと思います。（「幾らですか」と言う者あり）2 アール、2 0 0 平米です。サイロとか、たまに置いてあるんですけど、あれも 2 アール未満であれば届出で済むんですけども、それを超える場合は、実際、転用許可を得る必要があるということです。

○委員（１６番 山崎 正典君） 分かりました。

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長お願いします。

○委員（８番 鶴崎 高幸君） 議席番号８番、中部調査会長の鶴崎です。

中部調査会関係分は、申請番号９番です。

申請番号９番について、申請地は農振農用地です。用途変更が平成２９年と令和６年１０月３日に済んでおります。転用目的が、選別作業所と従業員の駐車場などの農業用施設であり、例外規定により許可に関して特に問題はありません。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、申請番号９番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑がないようですので、議案第４６号、申請番号８番から９番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第４、議案第５２号、農事法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書７ページを御覧ください。

〔議案第５２号の朗読〕

議案書８ページ、申請番号４番の１件の申請があっております。詳しくは別添２を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、中部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（８番 鶴崎 高幸君） 議席番号８番、中部調査会長の鶴崎です。

中部調査会関係分は、申請番号４番です。

この案件については、平成７年５月２５日付け長崎県指令７農政第７４６０号で許可していたものです。申請目的は個人住宅です。変更理由は、当初の計画者が計画断念していたところ今回の承継者が個人住宅を建設するに至った土地です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号４番について協議いたします。各委員さん、質問等がありましたらお願いします。ありま

せんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、次に、日程第5、議案第53号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書9ページを御覧ください。

〔議案第53号の朗読〕

議案書10ページ、申請番号34番から40番の7件の申請があつております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（5番 中川 實美君） 議席番号5番、東部調査会長の中川です。

東部調査会関係分は、申請番号34番です。

申請番号34番について申請地は農振農用地です。耕作用道路ということで、農振変更は不要となり、転用許可だけで可能ということです。本来、基盤整備事業において道路敷として登記していなければならないところですが、国、県の事業ではなく、個人で農地整備を行ったところであり、手続がその当時されていなかったため今回申請したという追認申請です。許可に関して特に問題ないものと思われま。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございました。

申請番号34番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、続きまして、中部調査会長をお願いします。

○委員（8番 鶴崎 高幸君） 議席番号8番、中部調査会長の鶴崎です。

中部調査会関係分は、申請番号35番から40番です。

申請番号35番の申請地は農振白地、10ヘクタール未満の集団の中にある農地で第2種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。

次に、申請番号36番の申請について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で第2種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。

次に、申請番号37番の申請地は先ほど計画変更で上がってきた土地で、今回は県外からの移住者が申請地に住宅を建てる計画となっております。

続きまして、申請番号38番から40番は1筆の農地を分割してそれぞれの目的に転用する案件ですので、一括して審議していただいでよろしいでしょうか。

申請地について、申請地は農振白地、3筆とも愛野インターから300メートル以内にある農地で第3種農地と判断しました。申請番号38番は個人で一般個人住宅を建設する案件、39番は特定条件付き売買予定地で住宅を建設する申請、40番は水路用地で整備する案件です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号35番から40番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第53号、申請番号34番から40番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第54号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書12ページを御覧ください。

〔議案第54号の朗読〕

議案書13ページ、整理番号1番から議案書45ページ、整理番号48番までです。整理番号1番から2番は貸借に係る案件、整理番号3番から9番までは所有権移転に係る案件、整理番号10番から48番までは農地中間管理機構に貸し付ける配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） 議案第54号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る申請番号1番から2番について、ご質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 次に、所有権移転に係る申請番号3番から9番について、ご質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 次に、農地中間管理事業に係る申請番号10番から48番について、ご質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 通して、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第54号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第7、報告第9号、非農地通知発出についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書46ページを御覧ください。

〔報告第9号の朗読〕

議案書47ページ、この報告については、個人申請された分について、令和6年9月に地元委員の協力を得た上で農地利用状況調査の結果、非農地と判断し、通知を発送したものです。

以上です。

○議長（林田 剛君） 報告第9号に対する質疑を行います。質問等ありましたらお願いします。どうぞ。東委員。

○委員（18番 東 康敬君） 18番、東です。この非農地通知を個人申請で、ここで審議を通るじゃないですか。通ってしまえば、もう、すぐ非農地通知の発送をするわけですか。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局（酒井 伸也君） 一応これがもう報告ということなので、委員さんと現地確認した結果、非農地通知を発出したものです。もう既に発送したものの報告です。

○議長（林田 剛君） 発送した後ということですか。

○事務局（酒井 伸也君） はい。

○議長（林田 剛君） よろしいですか。

○委員（18番 東 康敬君） はい。

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、報告第9号に対する質疑を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、

議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後 2 時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年11月 5日

議 長

署名委員

署名委員